

南越清掃組合告示第5号

南越清掃組合第2清掃センター煙突等解体工事について、制限付き一般競争入札を行うので、参加者の資格等を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3年 6月16日

南越清掃組合 管理者 奈良 俊幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 南越清掃組合第2清掃センター煙突等解体工事
- (2) 工事場所 越前市勾当原町86-28
- (3) 工事概要 第2清掃センターの煙突及び関連する煙道部分の解体、並びに
避雷設備の設置
 1. 煙突等解体工事
 - 煙突 H = 50m
構造：RC造
 - 煙道 煙突から焼却棟間 L = 13m
構造：鋼板製溶接構造
 - 除染工事 1式
 - 環境確認調査（ダイオキシン類等） 1式
 - 避雷設備設置工事 1式
 - 整地工事 1式
- (4) 工期 令和4年3月18日まで
- (5) 設計額 金 74,270,000 円（税抜き）

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす3社で構成する特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）であること。

- (1) 令和3・4年度越前市指名競争入札参加資格者名簿に登載された者
- (2) 主たる営業所（建設業法第3条の営業所をいう。）の所在地が越前市内にある者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 福井県及び越前市において指名停止を受けている期間中でない者
- (5) 入札公告の日において、令和3・4年度越前市指名競争入札参加資格者名簿の解体工事のA等級に登載された者
- (6) JVの構成員の出資比率は、代表者が最大であること。
- (7) JVの構成員の最小の出資比率は、20%以上であること。
- (8) JVの構成員は、同一工事に係る他の企業体の構成員でないこと。
- (9) JVの構成員のいずれかは、建築工事において、建設業法に規定する建設業の許可を受けている者であること。
- (10) JVの構成員は、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、3ヶ月以上の継続的な雇用関係があること。
- (11) JVの構成員のいずれかは、次の要件を全て満たす者であること。
 - (ア) 越前市と令和2年度の道路除排雪作業委託契約を締結した者
 - (イ) 越前市と災害時応急対策協定を締結している団体に加入している者